

| | | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------|------------|-----------|-----------|------------|--|
| 開議及び閉議 日時並びに その宣告者 | 開議 | 令和6年 9月 9日午前10時00分 | | | 議長 | 岩澤 信 | |
| | 散会 | 令和6年 9月 9日午後 0時08分 | | | 議長 | 岩澤 信 | |
| 出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を 示す | 議席 番号 | 氏 名 | 出 欠 等の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出 欠 等の別 | |
| | 1 | 長 塚 美 雪 | ○ | 13 | 岩 澤 信 | ○ | |
| | 2 | 本 田 和 成 | ○ | 14 | 落 合 信 太 郎 | ○ | |
| | 3 | 岡 口 す み え | ○ | 15 | 石 井 め ぐ み | ○ | |
| | 4 | 古 谷 貴 子 | ○ | 16 | 金 澤 克 仁 | ○ | |
| | 5 | 杉 山 尊 宣 | ○ | 17 | 細 谷 典 男 | ○ | |
| | 6 | 佐 野 太 一 | ○ | 18 | 山 野 井 隆 | ○ | |
| | 7 | 海 東 一 弘 | ○ | 19 | 染 谷 和 博 | ○ | |
| | 8 | 根 岸 裕 美 子 | ○ | 20 | 佐 藤 隆 治 | ○ | |
| | 9 | 久 保 田 真 澄 | ○ | 21 | 入 江 洋 一 | ○ | |
| | 10 | 鈴 木 三 男 | ○ | 22 | 赤 羽 直 一 | ○ | |
| | 11 | 関 川 翔 | ○ | 23 | 遠 山 智 恵 子 | ○ | |
| | 12 | 小 堤 修 | ○ | 24 | 加 増 充 子 | ○ | |
| 職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名 | 事 務 局 長 | 前 野 拓 | | 事 務 局 次 長 | 澤 部 慶 | | |

説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 市 | | 長 | 中 | 村 | 修 |
| 教 | 育 | 長 | 石 | 塚 | 康 |
| 副 | 市 | 長 | 伊 | 藤 | 哲 |
| 副 | 市 | 長 | 黒 | 澤 | 伸 |
| 総 | 務 | 部 | 吉 | 田 | 文 |
| 政 | 策 | 推 | 齋 | 藤 | 嘉 |
| 財 | 政 | 部 | 田 | 中 | 英 |
| 福 | 祉 | 部 | 鈴 | 木 | 文 |
| 健 | 康 | 増 | 彦 | 坂 | 哲 |
| ま | ち | づ | 野 | 口 | 昇 |
| 建 | 設 | 部 | 渡 | 来 | 真 |
| 都 | 市 | 整 | 浅 | 野 | 和 |
| 教 | 育 | 部 | 井 | 橋 | 貞 |
| 総 | 務 | 部 | 立 | 野 | 啓 |
| 健 | 康 | 増 | 助 | 川 | 直 |
| 会 | 計 | 管 | 石 | 塚 | 幸 |
| 教 | 育 | 次 | 斉 | 藤 | 理 |
| 総 | 務 | 課 | 松 | 崎 | 剛 |
| 財 | 政 | 課 | 谷 | 池 | 公 |
| 子 | 育 | て | 三 | 浦 | 雄 |
| 管 | 理 | 課 | 山 | 田 | 哲 |
| 指 | 導 | 課 | 丸 | 山 | 信 |
| 教 | 育 | 総 | 笠 | 井 | 博 |
| 生 | 涯 | 学 | 塚 | 本 | 豊 |
| 保 | 健 | セ | 柳 | | 和 |
| | | ン | | | 恵 |
| | | タ | | | |
| | | ー | | | |
| | | 副 | | | |
| | | 参 | | | |
| | | 事 | | | |

令和6年第3回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年9月9日（月）午前10時開議

- 日程第1 議案第56号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
議案第57号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
-
- 日程第2 議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
-
- 日程第3 議案第61号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-
- 日程第4 認定第1号 令和5年度取手市一般会計決算の認定について
-
- 日程第5 認定第2号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認定第3号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号 令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認定第7号 令和5年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
-
- 日程第6 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書について
-
- 日程第7 意見書案第5号 救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について
-
- 日程第8 選挙第10号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙について
-
- 日程第9 休会の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
議案第57号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
-
- 日程第2 議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
-
- 日程第3 議案第61号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-
- 日程第4 認定第1号 令和5年度取手市一般会計決算の認定について
-
- 日程第5 認定第2号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認定第3号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号 令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認定第7号 令和5年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
-
- 日程第6 意見書案 新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書について
第4号
-
- 日程第7 意見書案 救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について
第5号
-
- 日程第8 選挙第10号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙について
-
- 日程第9 休会の件

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

本日の議事日程に入る前に、落合信太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。

落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 開会前の貴重なお時間、誠に恐縮でございます。9 月 6 日の私の音声ハザードマップ導入についての一般質問の際、「障がいを持つ」と発言いたしました。「障害のある」に訂正をお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 議長は、ただいまの訂正を許可します。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 議案第 56 号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について

議案第 57 号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 58 号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、議案第 56 号から議案第 58 号までを一括議題といたします。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について、疑義をたずために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第 60 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第2、議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算の本会議における質疑は、通告制で行うことになっております。それでは、質疑通告順に従い質疑を許します。

長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 皆様おはようございます。創和会、長塚美雪です。議案第60号、取手市一般会計補正予算（第6号）、母子健康手帳アプリに要する経費について質疑をいたします。まず1点目、アプリの機能なのですが、事前説明の際には、乳幼児健診への問診票事前入力、健診時間の予約、また伴走型相談支援における面談業務等とございました。それ以外の機能についてあれば、お伺いいたします。

〔1番 長塚美雪君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） おはようございます。ただいまの長塚議員の御質疑にお答えいたします。母子健康手帳アプリの機能といたしましては、事前説明で御説明したとおりとなりまして、大きく4つの機能となりますが、再度お話のほうをさせていただきます。1つ目は、オンライン予約システムとして、妊娠届出に伴う伴走型支援等の面談予約の機能ですね。2つ目ですが、オンライン面談システムとしまして、体調不良などで来所面談が難しい妊婦の方などに対して、オンラインで面談のできる機能です。3つ目といたしましては、質問票の機能といたしまして、妊娠届出等の各種届出・アンケートなどがオンライン上で回答できるという機能。4つ目ですが、乳幼児健診のサポート機能といたしまして、健診における問診票をあらかじめアプリ上で回答し、健診当日の記録をさらにアプリに入力できる、このような機能となっております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） この母子健康手帳アプリは、ほかの自治体でも続々と導入されているんですが、その自治体の機能について調べたところ、子育ての記録だったり予防接種の記録など、自治体情報のプッシュ型配信というも行われているようなんですが、そういった機能はないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） 長塚議員の質疑にお答えいたします。今回予定しております母子健康手帳アプリにつきましても、取手市の様々な子育て情報についてのプッシュ型の情報提供というものは実施する予定であります。また、先ほど御質疑がありました予防接種の機能については、今回は導入せずに、医師会と調整をした上で、また進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 子育ての記録はできないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。子育ての記録につきましても、健診の記録とともに、お母様たちが随時相談を受けた記録ですとか、御自分の子育て中の記録等はできるようになっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） もう1点、近隣の病院を検索できる機能も、ほかの自治体はあるようなんですけど、そういった機能はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。医療機関のことも含め、様々な情報として今後発信としてどのような内容を入れていくかということは、検討してまいりたいと思いますので、今ご意見いただいた内容も検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） その自治体の情報のところなんですけど、子育てのイベントとか、あとは助成金の情報などもぜひ発信のほうをお願いできればと思います。こちらのアプリの導入に関しては、保護者の方は大変負担が軽減するとは思いますが、職員の方の業務の効率の向上はどのようになされるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。今回のアプリの導入な——で大きく改善できる事務としては、電話の予約受付があります。現在は平日8時半から5時15分までの職員が、事業の面談の予約の電話ですとか受け付けております。一部電子申請なども受け付けているんですけども、希望の日時が重複したりですとか、電話で調整、必ずするようになるんですけど、保護者が勤務中であつたりとか、子育て中ということで日中の電話が難しい場合には、昼休みや夜間にまで調整が及ぶことがあります。そのような調整機能が電話予約——アプリで予約することによって24時間可能になるということで、職員の負担が軽減できるというふうに考えております。また、先ほど部長から説明がありました質問票の機能ですけれども、妊娠時や8か月のアンケートをアプリで入力するというので、今、面談のときに書いていただくというやり方をしてるんですけども、事前にお母様の不安な状態とかということを把握することができますので、妊婦に必要な支援の体制案というのを、事前に準備した状態で面談に臨むような支援の仕方ができるかというふうに思っております。

また乳幼児健診のサポート機能ですが、健診結果を直接タブレットに入力していくようなシステムになりますので、紙ベースの問診票から健康管理システムへ入力する事務の削減というところが、大きく事務削減になるかと思っております。健診や面談などが終了した際に生じていた問診票を整理する時間、それからファイリングするスペース、そういったところも大きく確保できるかなというふうに感じております。今後は、それぞれのシステムの活用で空いた時間を活用して、訪問活動や妊産婦の方たちの支援のための地区活動に充て

る時間を確保して、また、入力した様々な情報をデータ化し、分析や活動の可視化をすることで、事業の評価に活用し、効率的な保健活動につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 業務の効率だけでなく、空いた時間でよりお母様——保護者の方に寄り添った対応ができるということで、大変楽しみにしております。今お話しされたデータの件なんですけど——2つ目の質疑に移りますが、そういった集められたデータというのは、関連部署との情報共有は可能なのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） 質疑にお答えします。母子健康手帳アプリを導入することによる市民の各種の情報につきましては、まずは原則として保健センターで一元管理をしていくことになっております。しかし、個々に応じた支援を充実していく上では、必要な部署と情報共有が重要になってまいりますので、ライセンスの規定等にもよりませけれども、得られた情報に関しては、法令の定め等や状況に応じて共有についても想定しているところです。また、アプリの導入と同時にできる——ごめんなさい、失礼いたしました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） その関連部署というのは、どういうところが考えられますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。主に今想定しているところでは子育て支援課のほうになります。子育て支援課と保健センターは、子ども——保健センターは就学まで、就学してからは子育て支援課のほうで相談業務を受け付けております【「保健センターは就学前まで、就学してからは子育て支援課のほうで相談業務を受け付けております」を「保健センターは就学前まで、就学前から就学後においても子育て支援課では相談業務を受け付けている」に発言訂正】ので、切れ目のない支援ということで、2課の間で、担当間で協議を進めながら、これからのアプリの使い方等を協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） そうしましたら、乳幼児健診なので、例えばですけど、アレルギーがあるとか、そういったこう——情報を保育所の入所時などにも活用されるという理解でよろしいでしょうか。そういった法令等が整った場合だと思うんですけど。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。法令等が整ったということであった場合には、子育て支援課のほうにも同じアプリを見られるようなパソコンやタブレット等を配置しまして、情報のほうを閲覧できるような形を取っていきたいというふうに感じ——考えております。

○1番（長塚美雪君） 分かりました。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） （続）分かりました、ありがとうございます。第1回定例会、第2回定例会の一般質問でもちょっと質問させていただいた事項なんですけど、こんなに早く導入されて大変うれしく思います。本当に子育てのお母さんたちって、もう紙に追われて、予防接種の紙だけでも大量で、スケジュール管理も大量でということで、すごく身をもって実感してきました。このアプリが導入されたことによって、お母さんたち——あの笑顔が増えることを楽しみにしております。引き続き導入に向けてよろしく願いいたします。以上です。

次の質疑に移ります。保育所遊具設置工事について。今回、永山保育所の遊具を更新とのこと。基準に合った安全な遊具とはどのようなものを設置予定でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、長塚議員の御質疑に答弁させていただきます。基準に合った安全な遊具とはどのようなものかということでございます。保育所の遊具の安全基準につきましては、国土交通省、都市公園における遊具の安全確保に関する指針、こちらの内容に沿ったものです。この指針は子どもの遊びの価値を尊重しつつ、重大事故を予防するという観点で作成されており、公園の遊具をはじめ保育所・幼稚園・学校など、公共の遊び場や広場の遊具が対象となっております。今回は、この基準をクリアした遊具のうち、永山保育所に滑り台と鉄棒の設置を予定しております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 事前説明のときにもあってちょっと気になったんですけど、基準に合わなくなった遊具の取扱いについては、どうなるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。使用できないほどの基準ではございませんので、各園で点検しながら使用しているような状況でございます。例えば今回、鉄棒なんかを取り替えますが、ボルト部分がそこ出っ張ってたりすれば、飛び出さないようにスポンジで固定して、ガムテープで貼って防いだりして対応しているような状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） いろいろスポンジとかで対応されてるということで、ありがたいんですけど。子どものことなので、ぜひ今の基準に合ったものを——経費の部分も大変かと思うんですけど、ぜひ導入をよろしく願いします。

今回ふるさと納税で設置することになったということなんですけど、ふるさと納税で遊具を設置しましたという保護者への周知というのは、あるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。今回寄附を頂いた企業さ

んが、社名等非公表ということをお願いされてますので、そういったこともありまして、今回は保護者の方に周知していないような状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 取手市もふるさと納税に力を入れている以上、受けた気持ちを共有することは大事だなと思います。社名を公表せずとも、ふるさと納税で設置できましたというのは、保護者への周知はあってもいいんじゃないかなと思います。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。今、長塚議員の提案のとおり、今後そのように進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

では次、2つ目の園庭のスペースの確保なんですけど。私、永山保育所にはトータル8年間、子どもたちの送迎で通っていました。永山保育所は戸頭北と合併してもう100人以上の園児がいます。かなりコンパクトな園庭になってるんですけど、新しい遊具を更新するという事なんですけど、従来どおりのスペース確保という認識でよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。今回、遊具につきましては、老朽化に伴い入替えとなりますので、園内のスペースが変わることはございません。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 分かりました。引き続きよろしく願いいたします。これで質疑を終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、長塚美雪さんの質疑を終わります。

次に、小堤 修君。

〔12番 小堤 修君登壇〕

○12番（小堤 修君） おはようございます。創和会、小堤です。私は、総務文教以外の、所管以外のところの質疑をさせていただきます。今、長塚議員も質疑したところとかぶっているところがありますけれども、ちょっと方向性違いますので、また質疑させていただきます。

まず、保育所の施設整備に要する経費について、308万円ということで、補正予算書、補正予算（第6号）の16ページにありますけれども、この遊具に関して、年々厳しくなっているこの遊具の基準というんですか、これはどうしてそうなっているんでしょうか、お尋ねします。

〔12番 小堤 修君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、小堤議員の御質疑に答弁させていただきます。年々厳しくなっている遊具の基準についてという御質疑です。先ほど長塚議員のほうの御質疑の中でも答弁させていただいた部分とかぶる部分もございしますが、改めて、遊具の安

全性に関しましては、国土交通省による都市公園における遊具の安全確保に関する指針、こちらの内容に沿ったものが必要となります。対象となる施設は、本体の一部が設置面に固定されているもの、ブランコ・滑り台・ジャングルジムなど、こちらのほうになります。内容についてですが、材料については耐久性のある材料を使用することや、防腐処理などを使用する際は人体に害のない表面処理を行うこと、また子どもが使っても壊れないような十分な強度であること、使用中の破損による事故を防ぎ、安定して使用できるようにするなど、多岐に及んでおります。デザインにつきましても、鋭利な突起物を排除し全ての角を丸めることで、転倒や衝突の際のけがを防ぐ仕様とすることや、指や手が挟まれないような隙間について——隙間についてなどは、構造上の安全性についても示されております。この指針につきましても、子どもの遊びの特性や過去の事故事例を踏まえ、初版が平成14年3月、平成20年8月に改訂版、平成26年6月には改訂第2版、令和6年6月には改訂第3版が作成されております。これにより、遊具の管理におきまして必要な安全措置が講じられ、児童の遊具の安全性がより高くなっていると——なっております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。でも私が聞いたかったのは、それもそうなんですけれども、何か起きると、決まりとかそういうものは厳しくなっていく。こういうことは社会全般だと思うんですけども、やはりこの遊具でけがをしたとか、そういうのが年々あるから年々厳しくなっていくということも含まれてるんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。小堤議員おっしゃるとおり、けがを——どういったけががあったかということ、それを基にこの安全基準というのがつけられてるようですので。年々厳しくなるというのは、そういった子どもの遊びも含めて考えられて、安全基準がつけられてるのではないかと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。行政的な立場からいくと、そういうことになるのかなと思います。それではその次ですけれども、国交省のそういう基準が出てたということですが、国や県からの補助金というのはいないんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。遊具施設に特化した国県の補助金はございません。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。何となく、こうしろ、ああしろと言っているながら、それ少し補助があってもいいのかなというふうに人間的には思うんですけども——致し方ありません。

それでは3つ目ですけれども、先ほど長塚議員も聞いてましたけど、この企業版ふるさ

と納税寄附金を充当した理由というのは、同じでしょうか——先ほどの長塚議員のと。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、小堤議員の御質疑に答弁いたします。企業版ふるさと納税は、取手市の地域再生計画である、とりで未来創造プラン推進計画に掲げる事業に充当可能というふうになっております。今回はその中で、子育て施策の推進事業に対するの寄附であったことから、庁内での検討の結果、永山保育所の遊具の更新に充当することを決定したものです。なお、昨年も子育て施策の推進事業に対して企業版ふるさと納税による寄附を頂いておりまして、その際も保育所への遊具の設置などに活用させていただきました。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。そういうふうに、ふるさと納税寄附金もいろいろなところに活用できるということで、幅広く今後ともやっていただきたいと思います。ありがとうございます。以上です。

続きまして、母子健康保健アプリに要する経費について。ここも先ほど長塚議員も質疑されていましたが、私からは既存の手帳——母子手帳ありますけれども、これとの併用ということになるのでしょうか。アプリだけでも可能かなと思ってたんですけれども、先ほど聞いたところ4つの機能ということなので、そうではないと思いますけれども、この既存の手帳との併用かどうか、教えてください。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの小堤議員の御質疑にお答えいたします。母子健康手帳は、母子保健法第16条におきまして規定がございまして、母子保健法施行規則によって、紙の母子健康手帳を前提としての様式が定められております。そのため現時点におきましては、母子健康手帳アプリは、紙の母子健康手帳を補完するような役割となっております。しかしながら、現在、こども家庭庁におけるこども家庭審議会成育医療等分科会における母子保健DX——デジタルトランスフォーメーションにおける協議の中で、母子健康手帳の電子化に関する協議が行われておりまして、電子母子手帳の導入が令和4年度には52.7%と半数以上を占めていることや、自治体業務の効率化等を鑑みまして、電子による母子手帳を法的に位置づけるための課題を整理し、令和7年度にはガイドラインが示される予定となっております。法的な根拠がきちんと定められるまでは紙と電子を併用していく、このような予定でおります。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。そういうふうに紙と電子ですけど、行く行くは電子化していくということが分かりました。それでちょっと関係するのかもしれない。

れないですけれども、この経費、2分の1はデジタル田園都市国家構想交付金というところから984万5,000円出てると思うんですけれども、何かこのデジタル田園都市国家構想というのがあまりにも範囲が広くて、なぜここに——アプリに——この母子健康手帳のアプリにつながるのかというところが、いま一つよく分からないので、その辺、質疑いたします。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） 御答弁いたします。デジタル田園都市国家構想交付金のことを御質疑がありました。今回の母子手帳アプリを導入するに当たりまして、様々な補助金や交付金等ないかということで、庁舎——保健センターと情報管理課等でお調べいたしましたときに、このデジタル田園都市国家構想交付金のほうが該当になるかもというお話がありましたので、その内容について御説明したいと思います。デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、デジタルを活用した意欲ある地域に、地域による自主的な取組を応援し、デジタル田園都市国家構想を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を支援する目的で設置されたというところになっております。そこで今回、この交付金の中で4つのタイプがあるんですけれども、保健センターで実施しているのはデジタル実装タイプというものになりました。1・2・3・Sの4種類の中で、タイプ1というものを使っております。上限額1億円のところの2分の1まで助成して下さるといふことの交付金の条件になっておりますので、今回の経費の2分の1助成できるといふことで使用することにいたしました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。あまりにも広範な計画だったので少し難しいなと思ったんですが——分かりました。ありがとうございます。

それでは最後に、この中での伴走型相談支援というふうにありますけど、これは具体的にどういふことでしょうか。伴走型というのは、ちょっとイメージ湧かないんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） お答えいたします。伴走型相談支援ですけれども、妊娠したときから全ての妊婦・子育て世帯にずっと寄り添いまして、身近に相談をしたり関係機関との情報共有しながら、出産・育児の見通しを立てるための面談や、それからその後のプッシュ型の情報発信・相談などをするものです。今までの相談の仕方というのは、相談事があったときにお話を聞くというやり方をしてたんですけれども、ずっとそのお子さんのいる御家庭に保健師が寄り添いながら、何かあったときには手助けをしていふことで、ずっと一緒に寄り添っていくというようなイメージかと思っております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） すばらしい取組だと思いますので、この1,969万円を有効活用していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

続きまして、道路管理に要する経費、154万9,000円とあります。こちらは補正予算

(第6号)の19ページにあります。初めに、浸水検知システムにおけるワンコイン浸水センサーについて、詳細をお願いいたします。「ワンコイン」というところがちょっと気になるんですが、お願いします。

○議長(岩澤 信君) 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

[建設部長 渡来真一君登壇]

○建設部長(渡来真一君) それでは、小堤議員の御質疑にお答えさせていただきます。まず、この実証実験ということなんですけども、国土交通省では地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサーを企業や地方自治体との連携の下に設置いたしまして、情報を収集・共有する仕組みというものを構築しております。この実証実験、令和4年度から始まっているんですけども、令和6年度は7月23日現在、取手市を含みまして162の自治体と45の企業が実証実験に参加いたします。こういった多くの自治体・企業が参加することによりまして、多数の場所に設置可能な浸水センサーのほうを製造・設置していきます。そういった情報を収集する仕組みを構築していくことで、将来的には500円程度まで小型化、そしてコストを抑えることも目標の一つとして実証実験のほうを行っているため、「ワンコインセンサー」というような表現をしております。以上です。

[建設部長 渡来真一君答弁席に着席]

○議長(岩澤 信君) 小堤 修君。

○12番(小堤 修君) ありがとうございます。将来的にはこんな小さくなる可能性もあるということですね。それでは、その実証実験の期間はどのぐらいでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 管理課長、山田哲也君。

○管理課長(山田哲也君) 小堤議員の質疑に答弁いたします。現在、国交省のほうなんですけども、センサーの設置数や参加者をさらに拡大し、抽出した課題の対応を行うなど、必要な仕組みの構築をした後、実運用に移行していくことを予定しております。令和6年度は実運用に向けた体制を整備する予定で、実証実験は実運用に向けて今後1年から2年で想定しております。なお実運用の期間については、今後、実証実験の参加者による会議等を踏まえ検討する予定となっております。以上です。

○議長(岩澤 信君) 小堤 修君。

○12番(小堤 修君) ありがとうございます。実証実験して、それで終わってはいけないと思いますので、それを基に、いろいろなデータを踏まえて実運用になるようにしていただきたいと思いますが、取手市はそれを11か所ですか、合計、でやるということで、これは取手市にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

○議長(岩澤 信君) 管理課長、山田哲也君。

○管理課長(山田哲也君) お答えします。現在雨による道路冠水が想定される際、建設部の職員は、アンダーパス等の冠水リスクの高い場所を重点的にパトロールを実施して情報把握を行っております。今回の実証実験では、緊急輸送道路やアンダーパスなど11か所にシステムを設置しますので、その都度職員が現場へ浸水状況の確認に行かなくても、システムからの通報があれば、速やかに通行止めなど交通規制を行えるなど速やかな対応

が可能となります。これにより、職員を別な業務に振り分けることができますので、より早い災害対応が可能となります。また、双葉地区に設置している検知システムと——関連として、今回設置するメーカーさんは同じメーカーを採用してますので、実証実験が完了した後も取手市に移管された際には、一括的——一体的な利用が可能と考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） まさに今双葉についているものと一緒に——同じものをつけるということは、非常に連携性があっていいのかなというふうに思います。

では最後に、この経費、154万9,000円というのは、これは委託料というふうにオンライン説明でも言うておられましたけれども、具体的にこの委託料の内訳について教えてください。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。通信装置のほうの設定、システムの連動試験や浸水センサーの取付けなど直接作業に関わる費用が約100万円、その他、現場管理費など間接費用が約55万円となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ということは、このセンサー、11か所につけるのは、あくまで国のほうの費用のセンサーという考え方でよろしいですか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。今回、国のほうからセンサー、あとは通信装置、こちらのほうが支給となります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 最後にちょっと聞き忘れたんですけれども、双葉地区と同じセンサーをつけるということですが、センサーにはそのほかいろいろな種類があるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。今回、私ども双葉地区にあるセンサーというのが、基本的に無停電対応——停電対応というんですか、バッテリーが入っているものを採用させていただいてます。中には、センサー自体は小さいんですけども、発信機のほうが常時電源供給をしないと対応できないものもございます。何か停電時にやはり冠水というのが起こるおそれがあるということから、バッテリー駆動による今回センサーのほうを採用という形で考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。何か聞いてると、非常に優れもののような感じがしますので、ぜひ実証実験を経て実運用ができるようによろしくお願いいたします。私の質疑は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で小堤 修君の質疑を終わります。

次に、根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。引き続きまして、議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。私からは、24ページにございます小学校施設整備に要する経費及び中学校施設整備に要する経費についてお伺いします。空調設備設置工事の概要をまずお伺いします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。空調整——整備に関する概要という形なんです、本事業は、昨今の猛暑の——による状況を踏まえまして、夏場における児童生徒の熱中症対策、教育環境の整備を目的としております。体育館及び中学校武道場に空調設備を導入したいというふうに考えております。また、災害時における指定避難——避難所とされていることから、避難所開設時の居住環境整備としての目的も兼ねております。整備に関する基本的な考え方としまして、地理的に高台に位置し、洪水浸水想定区域外にあります学校に関しては、室外機に非常用発電機能を備えたガス式空調機の設定を予定——設置を予定してございまして、それ以外の学校については、電気式空調機の設定を今考えているところです。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では続きまして、整備スケジュールについてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。整備のスケジュールという御質疑でございます。本定例会におきまして、補正予算の議決後速やかに設計——実施設計、業務委託の契約締結を行いまして、今年度中に工事の——設計の完了を目指してまいりたいと考えてます。また、令和7年度、来年度には、工事予算が確保され次第工事を実施し、小中学校20校への設置を行います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん——教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 失礼しました。補足を1点させていただきます。工事の発注に関しては、今のところ考えているのは一度に20校が集中しないように、前期・後期といった感じで年度内で完了するような形で分けて発注を、今考え……。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） そうすると、令和8年度の夏からは使えるようになるという理解でよろしいですね。分かりました。一般家屋等に比べ、公共施設や学校施設は建設時から年数がたっており、省エネ効率が低いままです。公共施設等の更新時に省エネ効率を上げる施工をすることによって、環境への負荷を大きく軽減できます。今回の空調設備設置も、断熱・高機密工事を同時にすることで空調設備自体の規模の縮小ですとか、ランニングコストである使用電力の軽減・省エネ化が見込まれます。設備設置と同時に断熱施工は

検討されましたでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。断熱化の検討はされましたかという御質疑でございます。空調機単独のみでも十分な冷却が可能であると判断しております。というのも、我々の担当課である教育総務課のほうで、既に体育館空調を導入している複数の自治体のほうに、視察のほうに行っていました。さいたま市であったり、志木市、新座市、茨城県内では稲敷市、守谷市、利根町と6つの自治体のほう、行ってまいりました——視察のほう行ってまいりました。その結果、現地において本当に空調機を体験したんですけども、その結果、適切な位置——適切な位置に必要なとなる台数を設置するというところで、断熱してなくても、空調機単独のみでも十分に冷却能力が得られるというふうに体感をしてきたところでございますので、そのように進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） もちろん、しっかり設備を整えれば冷房は効くのは分かるんですけども、やはり長いスパンで環境に負荷をかけないという意味では、断熱というのを入れるのが望ましいとは思いますが。今回の地方債を使うわけですけども、こちらはそういった施工のほうにも補助が出るような形になっているかどうか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。今回使わせていただくのが、国土交通省【「国土交通省」を「総務省」に発言訂正】の緊急防災・減災事業債というのを充当を予定してございます。この事業債は令和7年度末までの時限措置でもございます。また文部科学省においては、学校施設環境改善交付金、こういったものもございまして、こちらの交付金もあるんですけども、こちらは断熱するという——断熱工事をすることが条件になっておりまして、我々も先ほど申し上げたとおり、いろんな学校に確認——体験したところ、断熱までは必要ないのかなというふうなところで、今回の判断に至ったというふうなところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。断熱の工事をしても使えるものもあったということなんですね。分かりました。できれば、やはり公共施設更新するってなかなかお金が要ることなのですが、やはり将来の子どもたちに残す環境というところを考えれば、できたら断熱のほうも検討していただきたかったというか——選んでいただきたかったなと思いますが、以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、斉藤理昭君。

○教育次長（斉藤理昭君） 断熱のお話なんですけども、今まで体育館のほうも大規模改造工事のほうで断熱に近いような設備の工事改修を行っているところもありますので、全てにおいて断熱化されていないということではないです。一部工事においては、改造工事の中で対応させていただいているという体育館もございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質疑を終わります。

ここで、保健センター副参事、柳 和恵さんより発言の訂正を求められておりますので、この際これを許します。

保健センター副参事、柳 和恵さん。

〔保健センター副参事 柳 和恵君登壇〕

○保健センター副参事（柳 和恵君） 先ほど長塚議員の御質疑の際に、私が答弁いたしました内容の中で訂正をお願いしたいので申し上げます。「保健センターは就学前まで、就学してからは子育て支援課のほうで相談業務を受け付けております」と発言したところ
です。「保健センターは就学前まで、就学前から就学後においても子育て支援課では相談
業務を受け付けている」ということに、訂正のほうをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 議長は、ただいまの発言の訂正を許可します。

以上で、通告された議案第 60 号に対する質疑が全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 60 号については、議案付託表のとおり所管の各常任委員会に分割付託いたします。

- 日程第 3 議案第 6 1 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正
予算（第 1 号）
議案第 6 2 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 6 3 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号）
議案第 6 4 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 3、議案第 61 号から議案第 64 号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 4 認定第 1 号 令和 5 年度取手市一般会計決算の認定について

○議長（岩澤 信君） 日程第 4、認定第 1 号、令和 5 年度取手市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計決算の本会議における質疑は、通告制で行うこととなっております。

それでは、質疑通告順に従い質疑を許します。

鈴木三男君。

[10 番 鈴木三男君登壇]

○10 番（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。創和会の鈴木三男です。通告に従い、認定第1号、令和5年度取手市一般会計決算の認定について、質疑させていただきまします。今回は、令和5年度の決算カードのデータから、何点か質疑させていただきたいと思ひます。まず初めに、経常収支比率についてです。経常収支比率は財政運営の弾力性を表しまします。経常的な一般財源が経常経費にどれだけ使われているかを表しておひります。この数値が高いということは、地域の発展に向けた政策的な経費に充てる財源が少なくなることを示しておひります。近年の全国市町村平均は、93.0%が目安とされておひりますが、取手市の経常収支比率は、令和4年度96%、令和5年度96.4%と高い数字が続いておひりますが、これをどのように分析されているかお尋ねいたしまします。

[10 番 鈴木三男君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めまします。

財政部長、田中英樹君。

[財政部長 田中英樹君登壇]

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたしまします。御指摘のとおり、経常収支比率は令和4年度が96.0%で、県内ワースト4位ということになっておひります。令和5年度が96.4%で、現時点では県内順位はまだ不明でございましますけれども、近年は常に下位に位置する状況が続いているところだす。その要因を分析いたしましますと、他市に比べて扶助費と公債費の占める割合が高いということが分かっておひります。取手市では——取手市は県内では比較的都市化が早かったことから、高齢化率が高いことが扶助費の増加を招いておひります。それと同時に、当時整備した公共施設やインフラの老朽化も進行しておひりますので、そういった施設等の改修に地方債を活用した結果、公債費が増えたものというふう認識しておひります。

[財政部長 田中英樹君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長の答弁では、高齢化による扶助費の増加、またインフラ公共施設の維持のための公債費が増加しているということが起因だということだすが、これは取手市が抱える構造的な課題であると思われまします。恐らく一朝一夕にこの数値を改善していくということは難しいのかなと思ひんではすが、今後取手市としてどのような施策があるか、1点お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたしまします。高齢化への対応としては、やはり生産年齢人口の増加を図っていくということが必要かと思ひておひります。また投資的経費については、その規模の圧縮により後年度の負担を軽減していくということが重要である一方で、市民の皆様は施設やインフラを安全に利用していただくためにも、投資への——投資というのも不可欠であるというふうにおひります。ほかにも、ふるさと納税などの新たな財源を確保していくといったことが、方向性としてはあるかなというふうにおひります。様々な対策を検討して、引き続き財政運営——健全な財政運営を図って

いきたいというふうに思っております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男さん。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはり市税等の経常的な財源も増やすというようなことなんかも必要なのかなとは思っております。

次に、財政力指数についてです。令和5年度は普通交付税87億円と臨時財政対策債2億円の約89億円が、財源不足として国から交付を受けております。コロナ禍の影響もなくなり、市税が伸びて基準財政収入額が若干増えておりますが、それ以上に少子高齢化による社会福祉関係費の増加による基準財政需要額の伸びが影響しているものと思われま。この財政の豊かさを示す財政力指数、0.6と改善されておりますませんが、この状況をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） それでは、お答えさせていただきます。御指摘のとおり、取手市の財政力指数は近年低下傾向でございます。その要因といたしましては、先ほどの経常収支比率とも少し似てくるんですけれども、分子に当たる基準財政収入額は、おおむね大きく捉えると横ばいで推移している一方で、分母に当たる基準財政需要額のほうでは、市内の高齢者人口の増加に伴いまして、やはり社会保障関連の算定項目で需要額が増加する傾向にあります。また公共施設の整備などに関しては、合併特例債など交付税措置がある地方債をうまく活用してきておりますので、それは毎年の元利償還金はその基準財政需要額に算入されるということになります。こういったことで、基準財政需要額全体が年々増加傾向にあるということが主な要因と考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。財政力指数低下傾向、これも先ほどの経常収支比率と同じような要因かなと思われるわけですが、やっぱり取手市の高齢化に伴う社会関係費用の増加、あとインフラ等による地方債の償還金の増加ということですが、こうして見ると、なかなか取手市が近い将来、交付金の不交付団体になるというのはちょっと厳しいのかなというふうに捉えておりますが、ただ、この基準財政収入額には、ふるさと応援寄附金が含まれておりません。これは交付金に影響を与えないんですけども、これを増やしていくことは、また別途の収入減として有効かと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税の寄附金収入は基準財政収入額に算定はされております。そういった意味では、自主財源の確保ということで、大変有効な方策であると考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。次に令和5年度の単年度収支について、お尋ねしたいと思います。令和5年度の単年度収支が3億300万円ほど赤字になっております。これは令和5年度の実質収支額から令和4年度の実質収支を引いて求められるものですが、令和5年度の単年度収支が赤字ということは、令和6年度以降の歳出規模に

影響しているものと思われませんが、どのような影響があるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。単年度収支が赤字という御指摘でございますけれども、議員おっしゃるとおり、単年度収支は今回の実質収支と前回の実質収支の差額として求められるもので、令和5年度の実質収支自体は12.8億円の黒字であるということから、決算自体が赤字であったということではございません。単年度収支はこういった性質の指標であることから、先ほどの経常収支比率などをはじめとした他の財政指標と比べ、重要度はそう高くないというふうに考えております。また、今回の単年度収支の赤字が、後年度の歳出予算に直接影響を与えるものではないというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長の御答弁では、単年度収支の赤字が後年度の歳出予算に直接影響を与えるものではないという答弁ですけれども、確かに令和6年度の一般会計当初予算428億円に比べれば、令和5年度の単年度収支が3億円の赤字は、それほど影響を与えるものではないのかということですが、しかし単年度収支は前年度からの繰越金を除いた当該年度の収支です。つまり、令和4年度の繰越金を食い潰しているわけで、令和6年度への繰越金が前年度より減少しているということでは、全く影響がないとは言い切れないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。まず、令和6年度の歳出規模は、当初予算の段階ではもう3月の時点で固まっております。単年度収支は、このたび決算をして初めて出る数字でございますので、まずその時点では分かっていないので影響を与えるはずがないということになります。そしてまたこの単年度収支、実は過去10年遡って調べますと、5回がプラス、5回がマイナスになっております。単年度収支の黒字が続くということは、実質収支がずっと増え続けるということですから、自治体の資金が市民に還元されずに繰越額が増えていくということでもあります。それもあまりよろしくないというところもございます。ここ数年を見ますと、令和2年、3年、4年と黒字が続いていたということを考えますと、今回のマイナスはある意味、当然な流れなのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。

最後に、債務負担行為についてちょっとコメントさせていただきます。令和5年度の財政調整基金は26億8,000万円と、適正規模の目安とされている標準財政規模の10%、25億円を超えました。これは市税の増加や好調なふるさと応援寄附金等が影響しているものと思われませんが、近年明るいデータではあるかなと思っております。それで最後に、その債務負担行為についてですが、この数年、右肩上がりに上がっております。令和5年度では29億円を超えております。債務負担行為は翌年度以降の歳出を伴う行為です。もちろん債務負担行為はメリットもありますが、将来の……

[チャイム音]

○10番（鈴木三男君） （続）歳入歳出予算に計上する事務が生じることから、慎重な運用が必要といわれておりますが、増え続ける債務負担行為をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。御指摘のとおり、当市の債務負担行為の支出予定額という決算カードに書いてあるその数字は、ここ数年増加傾向でございます。特に令和5年度決算におきましては、前年度と比べまして約4.4億円の増という形になりました。この債務負担行為の多くは、経常的な業務委託ですとか車両や事務機器・パソコンなどのリースでございます。これらの支出予定額が増えているといいますのは、やはり近年の物価の高騰によって、そういった委託業務ですとかリース機器の単価が上がっていること、こちらが主な要因であろうと考えております。経常的な行政サービスの維持に関わる支出が大部分を占めておりますので、これらを大きく削減するのは難しいという一面もございます。ただ一方では議員がおっしゃるとおり、債務負担行為は将来の義務負担でもございますので、今後ともそういった業務やリース機器の仕様の精査など、こういったことを行いまして、業務の効率化を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かに債務負担行為は経常的な行政サービスの維持に関わる支出が大部分だろうと思います。今後とも精査をしっかりと行っていただき、業務の効率化を図っていただきたいということをお願いしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、鈴木三男君の質疑を終わります。

次に、根岸裕美子さん。

[8番 根岸裕美子君登壇]

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。引き続きまして、認定第1号、令和5年度取手市一般会計決算の認定について質疑をさせていただきます。来年度予算編成へ反映する観点から、4点伺ってまいります。まず決算報告書48ページの自転車駐輪場の維持管理に要する経費についてお伺いします。令和5年度末の利用実績、稼働率をお伺いします。

[8番 根岸裕美子君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

[総務部長 吉田文彦君登壇]

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。利用実績といたしまして、令和6年3月時点において、定期利用のうち自転車の機械式が204台、自走式が186台、原動付自転車が64台となっております。また、一時利用と2時間までの無料の短時間利用につきましては、その都度の利用となるため月の合計で申し上げますと、同じく令和6年3月中の一時利用の合計が1,129台、短時間利用の合計が241台とな

ります。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 利用実績を令和6年3月末で今お答えいただいたんですけども、台数って決まっています、そのうちの何台というお答えだったかと思うんですけども、そうすると最大許容範囲からすると、令和6年3月末時点ではどれだけ契約があるのかという、そのパーセンテージを教えてくださいませんか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。令和6年3月時点での利用率でございますが、自転車の機械式が約44.7%、自転車の自走式が92.1%、原動機付自転車が80%となります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。ありがとうございます。サイクルステーションとりで運用開始から懸念しておりますメンテナンス費用も増加傾向だと考えます。公共サービスに採算というのはなじまないにしても、様々な観点から見直しをする時期と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 現在、収入と支出のほうのバランスというところで、支出のほうが増えている部分もございますので、このような状況も考え、令和7年度に向けましては、全体的な見直しの検討を含めているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひ調査研究のほうをしっかりとっていただければと思います。この点は以上です。

次に、報告書205ページの教育相談に要する経費について伺います。令和3年から取り組んでいる教育相談部会、令和5年で丸3年が経過しました。1年目、2年目、3年目と着実に相談件数が増えています。私は相談部会がしっかり機能してきた軌跡と捉えております。これまでの経過をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。教育相談部会のこれまでの経過ということなんですが、市内の小中学校では令和2年4月より、取手市新しい学校教育3つの取組を進めております。その中の一つであります教育相談部会システムでは、子どもたちの悩み事や困り事に気づき、チームで支援するため教育相談部会を設置したものです。小学校は2週間に1回、中学校は週1回、定期的に開催しております。年々、部会での相談件数が増えている現状がありまして、学校を中心に、学校連携支援員、スクールカウンセラー、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーが連携し、複数の視点から問題解決に取り組む体制を整えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、引き続きまして、成果と課題についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 根岸議員の質疑に御答弁いたします。成果といたしましては、複数の教員で児童生徒の小さな変化や困り事に気づき、教育相談部会に提案し、組織で支援策を検討することができております。また検討した内容については、教育相談支援センターから派遣されている様々な職種の職員が、様々な視点から支援について話し合い、連携していく体制ができております。課題につきましては、教育相談部会での相談件数が年々増加しております。登校渋り、不登校に関する相談件数が主なものとなっております。そして、児童生徒・保護者が抱える問題は、多様化・複雑化してきています。そのため、学校だけでは対応が難しい事案が増えているというのが実態であります。児童一人一人に応じた適切な支援を進めていくためにも、教職員がチームで問題を抱えた子どもたちの支援を行うとともに、さらに、これまで以上に関係機関との連携を図っていくことが必要となってきております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。様々な複雑多様化している問題に対応するということで、これからはもっとお願いしたいと思うんですけども。ただやはり、どんどん相談件数が増えているけれども、回数だったりとか、かける時間というのは同じの中で、それだけの件数こなせるということは、先生方のスキルも上がっているし、相談の割り振りだったりとかということの効率化も進んでいるのかなと考えております。その点では今後が正念場かなというところを考えております。ですが、まだまだ私のほうには、思うように学校に通えない児童生徒の保護者から、もっと親身になってほしいというお声が届くんですね。今後も支援の質を高めていただけますよう、御尽力をお願いしたいと思います。こちらは以上になります。

次、決算報告書 207 ページ、土曜日学習支援事業に要する経費について伺います。こちらの事業、令和5年度で事業を終了したと伺いました。終了の理由をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 根岸議員の御質疑に対して答弁いたします。大きな理由としては……

〔「?月収?から要望しているんだと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） どうぞ。

○指導課長（丸山信彦君） （続）続けます。大きな理由としては、参加者の減少です。ここ3年間の参加状況を見ますと、年々参加者が減少しておりました。一番多かった年は登録人数70人、利用数延べ473回でしたが、昨年度令和5年度は登録人数が16人、利用数延べ155回と減少しております。この登録人数16人というのは、市内の小学校5・6年生対象なんですけども、この約1,350人に対して参加人数の割合は1.1%と減少しているところがございます。参加者の減少の大きな理由としては、1人1台タブレット端末の

普及と捉えております。令和3年度よりタブレット端末が児童一人一人に支給され、タブレット端末を活用した家庭学習が定着してまいりました。1人1台タブレット端末にはAIドリルが導入され、自分の学習進度に合わせて学習を進めることができるようになっております。自宅においても児童が自分で学習を進めるのに大変有効なツールとなっているところです。そういったことから、土曜日学習支援事業はタブレット端末の活用により代替できると考えました。また、令和時代のスタンダードとしての1人1台端末が、より一層子どもたちの学びを推進するものだと考え、発展的解消ということで廃止を決定したところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 参加の児童が少なくなってしまったというところが一番大きいということなんですけれども、それが、ニーズがなくなったと捉えるのか、ニーズに合わない運営だったと捉えるのかというところかなと思います。それによって今後の取組が変わってくると思います。対象の子どもたちにとってのメリットだけではなくて、高校生ボランティアにとっては、将来教員を目指す動機になる場を提供していたとも捉え、私はこの事業を高く評価していたので、とても残念です。私が言わずとも取り組まれているかと思うんですけれども、しっかりと振り返って次につなげる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。土曜日学習支援事業、取手市サタデースクール、通称とりさたという名前で行っていましたが、平成29年より小学校5・6年生の希望者を対象に行ってまいりました。子どもたちの——に学習の習慣を身につけさせ、学力向上を図ることを目的に、土曜日に学習する場所を提供し、つまずきのある児童に助言する学習支援員と高校生ボランティアを配置してまいりました。児童は授業を受けるのではなく、学校の宿題やドリル、問題集など児童が自分で持参した課題に自主的に取り組んでおりました。本事業は、家庭学習の一助として、ある一定の成果は見られたと思っております。今後は、新しい時代を生きる子どもたちにとって鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであるタブレット端末の活用を推進し、AIドリルなどを活用した個人の進度に合わせた学習を推し進め、学習習慣の定着と学力向上を図っていきたくと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

では最後になります。決算報告書222ページ、生涯学習推進に要する経費について、その中の家庭教育学級についてお伺ひします。令和6年度より運営方法を変更したと伺ひしました。どういった課題認識で変更に至ったのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 御答弁申し上げます。保護——こちらの事業のほう、家庭教育学級は、幼稚園、小学校、また中学校の保護者を対象として、子ども・子育ての仲間づくり、家庭教育の充実を図るため、学校単位の学級と、あと全体研修会という形で進

めてまいりました。この中で、今年1月に保護者アンケートを実施しまして、その中で、学級の困り事ということで上がってきた件で、仕事やまた都合の調整が難しいですとか、あと必要性を感じない、また役員や係の負担が大きいなどの声をいただきました。また、校長会のほうからも要望もございまして、こちらを踏まえて皆さんに負担が余りかからない形でということで、令和6年度より実施方法を改めてございます。具体的などころもですかね——具体的などころは、課題とか他市の事例を踏まえて、令和6年度からは各学級単位の——学校単位の学級を廃止しまして、今まで行っていた全体研修会の講座のほうを実施方法も含めて充実させる形を取ってございます。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。報告書を頂きまして詳細を読ませていただいたんですけども、その中で今回、令和6年度から各学校の学級を廃止して、全体会を通して継続するという事になっているとのことです。でも、その報告書を拝見しますと、参加者の課題認識として、家庭教育学級の目的の周知が不足しているというところも大きいのかなあと私感じました。また、令和5年度の参加実績を見ると、むしろ全体会の参加者が少ない傾向にあると考えます。分析をしっかりと行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） ご答弁申し上げます。今年度の実施方法なんですけど、これまでの学級の課題として、忙しい保護者にやはり家庭教育を届けるというところ、こちらが不足してたかなということございますので、対面で保護者が求める講座を行うということのほか、また時間、場所の制約のないオンラインの講座ですとか、よりよい形を今模索してるところでございます。また、直近ですと10月の3日に、思春期の子どもとその関わり方という講座の名前で、ママカフェ形式で参加しやすい形での事業の実施も検討してございます。また、家庭教育の周知につきましては、——訪問型家庭教育事業というのも、今市のほうで進めてまして、小学1年生の保護者対象に家庭訪問をして、悩み事ですとか専門機関へのつながりが必要なものについてはつなぐですとか、そういった活動も進めてございますので、いろいろなパターンを取捨選択しながら、最適な形を目指してまいりたいと考えてございます。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。引き続きよろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で根岸裕美子さんの質疑を終わります。

以上で、通告された認定第1号に対する質疑が全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号については、一般会計

予算・決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

- 日程第5 認定第2号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認定第3号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号 令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認定第7号 令和5年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

○議長（岩澤 信君） 日程第5、認定第2号から認定第7号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたします。

ここで、教育次長、斉藤理昭君より発言の訂正を求められておりますので、この際、これを許します。

教育次長、斉藤理昭君。

〔教育次長 斉藤理昭君登壇〕

○教育次長（斉藤理昭君） 発言の訂正でございます。先ほど根岸議員の私の答弁の中で、緊急防災・減災事業債の所管を国土交通省と答弁してしまいました。正しくは総務省です。発言の訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 議長はただいまの発言の訂正を許可します。

- 日程第6 意見書案 新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書について
第4号

○議長（岩澤 信君） 日程第6、意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 皆さん、改めましておはようございます。日本共産党の本田和成でございます。意見書を今回、私たち日本共産党から2つ出させていただいております。

意見書の提出となると私に出番が回ってくるのが、非常に何でだろうと思うんです——と
ころがございますけども、まず1つ目、新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な
情報開示を求める意見書についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年の5類感染症移行後も、発熱外来の予約を取る必
要が多々あり、受診控えが起きたりしています。また、抗ウイルス薬——抗ウイルス薬
の自己負担軽減や診療報酬の特例の経過措置が本年3月31日に打ち切られて以後、新
型コロナウイルスの経口抗ウイルス薬は、処方1回当たり3万円程度の窓口負担が発生
し、インフルエンザの抗ウイルス薬と比較して非常に高額となっています。そのため、
抗ウイルス薬の処方を希望しても高額のため処方を避けてしまうことが生じています。
また、新型コロナワクチンについても、予防接種健康被害救済制度の認定数が急増して
います。リスクの情報公開が十分ではなく、そのため集団訴訟も起きています。

秋から始まる新型コロナワクチン定期接種においては、接種を希望する方が適切に判
断できるようにリスクとベネフィットの情報提供を十分に行う必要があります。

誰もが希望する必要な医療を提供し命と健康を守るため、下記の事項を要請いたしま
す。

記

- 1 新型コロナウイルス治療薬の自己負担への助成を行うこと。
- 2 新型コロナワクチンの有効性、安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて
情報開示を行うこと。
- 3 新型コロナワクチンの副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
でございます。

現在、高熱が出た場合、わざわざ発熱外来、これを予約しなければならず、受診の時間
も一般診療と違う病院というのも数多くございます。そのため受診をしないケースという
ことが発生しております。また、現在、新型コロナウイルスの経口抗ウイルス薬は、ゾコ
ーバ・パキロビッド・ラゲブリオの3種類があり、薬を希望する場合、約3万円程度と高
額なため、基礎疾患や高齢者など薬を希望する方が大きな負担を強いられるか、または
処方を諦めるということが生じております。ちなみに、この3種類の中で一番安いのがゾ
コーバでございます。これでも2万円程度いたします。重症化の懸念がある方などが希望
する薬を、インフルエンザの抗ウイルス薬並みの価格へ助成が必要ではないでしょうか。

また、新型コロナワクチンについては、私が6月と9月の議会で一般質問で取り上げま
したとおり、ワクチンが普及する当初から接種後の副反応疑いの報告が、PMDA（医薬
品医療機器総合機構）に上がっております。改めてこの数字述べさせていただきますけ
ども、厚労省が集計し公開していた令和5年10月末までで集計されたのが3万6,926件、
このうち重症の症例は8,918件となっております。このうち、予防接種健康被害救済制度
の高齢省——厚労省の8月30日の最新の受理件数、これは1万1,863件、認定件数は
7,994件です。うち死亡認定数は777件となっております。予防接種健康被害救済制度は

1977年2月より始まり、2021年までの45年間で、総認定数は、新型コロナワクチンを除く——除いて3,522件、うち死亡認定は151件です。明らかに新型コロナワクチンでの救済制度認定数は突出しており、NHKをはじめメディアなどでも予防接種救済制度の認定数の状況などを報じるようになってきております。

また、一つ紹介させていただきたいんですが、北海道医師会が発行する「北海道医報」、この本年の8月号、この中に「情報統制社会におけるメディアの使命—新型コロナの報道されない謎—」と題したものが書かれております。ここには、「新型コロナのパンデミックの発生から約4年が経過した。ワクチンの有効性や安全性の客観的検証について我々を含め、政府もメディアも総括する時が来ている」というところから始まり、「厚労省は接種率向上のため、メディア——メディアやインフル——医療系インフルエンサーなどを動員して」いたこと。今年の4月23日の参議院財政金融委員会において、内閣府がユーチューバを起用した動画9本を作成し3,200万円の支出をしたと答弁をしたことも挙げております。また、ノーベル医学・生理学賞を受賞した本庶 佑氏の、「(科学誌の)ネイチャーやサイエンスに出ているものの9割は嘘で、10年経ったら残って1割」と語ったことを挙げ、「情報の真偽は時の権力者により恣意的に変わり、政府やメディアが自ら介入することが歴史的に繰り返されている」と指摘しています。都道府県の医師会の会報誌において、このような新型コロナワクチンの有効性や安全性、その情報を公開していないことについて、ここまで書かれているということに大変驚いております。まさに今、新型コロナワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報開示しっかりと行い、国民に説明をすることが求められているのではないのでしょうか。

また予防接種救済制度被害——すみません。失礼しました。予防接種健康被害救済制度の認定までには非常に時間がかかります。認定がされるまでの間の治療などにかかる費用は、被害者の自己負担となっております。健康被害者には速やかな救済や支援をするとともに、ワクチン接種後の副反応の原因究明が必要です。国民の命と健康を守るために意見書の提出を提案をいたします。皆さんの御審議、よろしく願いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は24日に行います。

日程第7 意見書案 救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書につ
第 5 号 いて

○議長（岩澤 信君） 日程第7、意見書案第5号、救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 皆さん、改めまして2回目の登壇でございます。救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書でございます。

本年7月26日に大井川茨城県知事が、不要不急な救急車利用を減らすため、緊急性がない搬送だったと病院が判断した場合、救急時でも「選定療養費」を徴収する仕組みについて、本年12月1日からの運用を目指すとして発表いたしました。選定療養費は、医療機関の機能分担と業務連携を推進し、初期治療は地域の診療所や医院で行い、高度医療は大病院で行うという役割分担を促進するために設けられました。

救急搬送時の選定療養費徴収が運用された場合、費用が発生する懸念から救急時に救急車の利用をためらうケースが増加すること、選定療養費の徴収に当たっては医師の判断となるため患者間での公平性が保たれないことも生じます。

また、茨城県の医療状況は、10万人当たりの一般診療所数、医師数及び看護師数が全国平均を大きく下回っており、医療体制は充実していません。また、地域による医療機関の格差も非常に大きくなっています。

茨城県が行わなければならないことは、医療体制の拡充、医療機関や医療従事者への支援、消防救急体制の拡充や支援であると考えます。

誰もが必要な医療が受けられ命と健康を守るため、下記の事項を要請いたします。

記

- 1 救急搬送時の選定療養費徴収の運用について撤回をすること。
- 2 医師や医療従事者の確保を十分に行うこと。
- 3 医療機関や医療体制の拡充に対し十分な支援を行うこと。
- 4 救急車の増備や消防士（救急救命士）の確保への支援を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

【提出先】茨城県知事

となっております。

茨城県全県で統一して、不要不急の救急車両、これを減らすために選定療養費の徴収を12月1日より運用を目指すとしております。救急車を呼ぶほどの症状ではない軽症だったということ、これは実際に救急を呼ぶ、そういったケース、その時点では家族ではその判断というのが分からないということが多くございます。今回この選定療養費の徴収の目的、県の担当課に確認をいたしましたところ、救急出動の抑制をするものではなく、選定療養費の本来の目的のためと答えております。選定療養費とは、冒頭でも申し上げましたけども、医療機関の分担——機能分担と業務連携をするための制度であり、つまり初期治療は診療所や医院で行い、高度医療は大きな病院で行うという役割分担をするものです。

しかし、茨城県の医療状況、これ見ますと、人口10万人当たりの一般診療所、一番初めに軽症の場合見てくれという診療所の数、これは10万人当たり全国で46位です。これ最新で2018年の情報しか取れませんでした。それから、人口1,000人当たりの医師数は全国47位です。これ2022年の数字でございます。同じく看護師数44位、さらに医師がいない無医師地区、15地区、ほとんど医師がいない準無医師地区、これが9地区あります。さらに鹿島などの鹿行地域においては、基幹病院が少なく専門医も少ないという状況です。茨城県は、全国から見て大きく医療状況が遅れております。役割分担をするために診療所に行くというように言われても、無医師地区それから診療所が少ない茨城県民は、体調を壊した場合にどうすればよいのかと、そういったところも問われるのではないのでしょうか。この問題をなおざりにして救急時の選定療養費の徴収を運用するとは、到底容認できるものではございません。救急時を含めて病院での受入れ状況が逼迫すること、これを要因としているのであれば、選定療養費を徴収することがこの問題の解決方法ではございません。まず茨城県がやらなければいけないことは、医療体制を整えることではないでしょうか。ちょっと詳しく今回のこの経緯について、茨城県の担当課に聞いておりますが、医療機関へはどのようにアプローチしたかという、県のほうからアプローチをしております。

〔「意見書の提案説明だから」と呼ぶ者あり〕

○2番（本田和成君） 分かりました。

〔「内容は次にやりましょうよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（本田和成君） またはい、じゃあ……

〔「やじに反応しなくていいですよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（本田和成君） （続）はい、じゃあまた何かあれば質疑していただければと思います。また消防状況を見ますと、自治体で先立って救急搬送時の選定療養費徴収を行っている三重県松阪市においては、2023年の出動件数が1万6,180件となっております。2023年の実績を見ますと、取手市の出動件数は6,519件、茨城県の出動件数は16万3,048件です。これ対人口救急出動費率、松阪の広域では8.5%、取手市6.15%、茨城県全県では5.8%です。松阪市と茨城県の救急状況は大きく違います。今後の救急数の増加が見込まれるのであれば、茨城県がやらなければいけないことは、同じく救急車の増備や消防士、この確保への支援、これをしっかりと行うことではないでしょうか。また一つ考えておかなきゃいけないことは、この取手市では基幹病院であるJAとりで総合医療センター、ここが茨城県の選定療養費徴収の対象となっております。当市においても、地域医療を支える医療機関ということで当医療センターに補助金も交付しております。そういったことも踏まえまして、費用が発生する懸念から救急時に救急車の利用をためらうケースがないように、市民それから県民の命と健康を守るために、茨城県知事が発表した救急時の選定療養費の徴収の運用を撤回するように強く求めます。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

小堤 修君。

〔12番 小堤 修君登壇〕

○12番（小堤 修君） 創和会、小堤です。ただいまの意見書案について何点か質疑をいたします。まず最初に、茨城県の救急件数というのを16万強というふうに出てました。私も全国のを調べたんですけれども、令和4年度が722万9,838件、そして令和5年度になりますと722万から763万7,967件というふうに、やっぱり増えてます。令和3年・2年はコロナの関係でちょっと救急車のほう控えてたようなところもあるんですが、やっぱり右肩上がりです。これはやはりここに意見書案の上から5行目までに書いてあることは正しいと思います。「不要不急な救急車利用」ということがあるんですけど、でもここで、この救急——中段のところの「緊急時に救急車の利用をためらうケースが増加」してますというふうに書いてありますけれども、ここに関しては「#7119」というのと「#8000」、こういうものがありまして、具合が悪くなったときにそこに電話をして相談をする。そうすると、様子を見ましようとか、自力で病院に行きましよう、いやいや救急車を頼みましようというふうなアドバイスが受けられるんですね。そういうことはもう既にしばらく前から、これは——この制度は全国であります。どこでもあります。こういうのを利用するということが必要なわけですけども、でもやはり右肩上がりです。そして、茨城県の大井川知事の発言に伴って資料が出てくるんですけども、この3番目を見ますと——3ページ目ですか、「本県で実際にあった、救急車の不要不急の利用例」ということで、「包丁で右手指先を切り、血がにじんだとして、救急要請」「3日前から風邪の症状が続いて、家族が心配して、救急要請」「発熱、咽頭痛、頭痛の症状で、救急要請」というふうなことがあります。私もあと聞いたことがあるんですけど、救急車を要請して、それで救急車が行ったところ、病院に行くんだということ、そして「マンションの前でかばんを持って立って、これから入院するんだという人が救急車を呼んだ」と、そういうことも聞き及んでます。だから救急車というのはそういうことで呼ぶんではなくて、例えば意識がないとか、けいれんが止まらないとか、喉に物が詰まっちゃったとか、大量の血を流しているとか、熱中症の場合もいろいろありますけれども、そういうときに救急車を、本当に自分の——人の命が切迫しているときに、それを助けるための救急車というところなんですけども、まずお聞きします。この「#7119」とか「#8000」——「#8000」というのは14歳未満の子どもを対象としたところですか。そういうものを御存じの上でだったんでしょうか。

〔12番 小堤 修君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 今の小堤議員の御質疑についてお答えをいたします。私、一番初めての一般質問ときに、救急について一般質問しております。そのときに「#119」、それから「#8000」番、これ——ああ7、ごめんなさい、失礼しました。「#7119」と「#8000」番、これについては承知しております。私も救急車を呼ぶことが、子どもの関係上あります。そのときに、この「#7119」もしくは「#8000」、これを聞く余裕、

これがないケース、これ相当あります。家族にとって、これが本当に救急車を呼んでいいのかどうかということ、この「#7119」などに確認をする。その余裕がその時にあるかどうか。そして、ここで問題と私がしているのは、最終的にはこの療養費が医師の判断に委ねられるというところです。つまり、これは家族が——例えばお父さんが倒れた、そういったときに、倒れたら救急なんですよ——救急なんですけど。

〔笑う者あり〕

○2番（本田和成君） ちょっとそういうケースが——具合が悪くなっておなかが痛くなってちょっと苦しんでるといったケースの場合に、本当にその状況で「#7119」を聞いて、それから救急車を呼ぶことを選択できるかどうか。そのときに救急車を呼んだら、救急で運ばれた搬送した後に、医者判断でこれが、これはただの食べ過ぎの腹痛ですと言われる可能性もなくはない。要するに何が言いたいかというと、その余裕があるかどうかということは、これはしっかりと考慮すべきではないかということです。最終的に医師の判断——つまり医師の判断であるということは、医師じゃないと判断ができないということです。そのところについて、家族が救急車を呼ぶかどうか判断を本当にできるかどうか、そしてその「#7119」を聞くその余裕があるかどうか、ここの部分について私は非常に懸念を持っております。

〔2番 本田和成君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 今、本田議員の話ありましたけれども、「#7119」に電話できるいとまがない、そういうものは本当に緊急性があるんだろうから119番でいいと思うんですけども。そうではないもの、そしてまた周りに家族がいて、本人そして複数の家族がいたら複数のうちの誰かが電話をするというのも必要かなというふうに思います。だからそれは「#7119」はあって、そこに電話するのが正解だと思います。あと、今、本田議員が言っていた「医師の判断となるため患者間での公平性が保たれないことも生じます」とありますけれども、総務省・消防庁とか茨城県の資料とかにもありますけれども、この医師というのは、やはり専門的な見解を持っている。この医学的・専門的な判断によって決めることであって、それは傷病者のほうが決めることではないわけです。医師はそういうことで考えれば、トリアージという選択権も持っています。やっぱりいろいろな傷病者がいる中で、どの人を優先していくか、そういったこともあるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 医師の判断が最終的なというところで、公平性が保たれるかどうかということについてということで、よろしいでしょうか。——確かに医師によってしっかりと専門的な知見というんですか、その状況を見て判断をされるということだとは思いますが。ただ、この茨城県の担当課にそのことを聞いたんですね。そのことについて、基準マニュアルを策定するということを答えております。ただ、この基準マニュアルというのが一体どのようなケースかといいますと、この場合は迷わず救急車を呼ぶようにというところを策定するということを答えております。要するに先ほど言ったように、誰が見ても

救急を呼ぶべきだろうというケースについては基準があると。ただその分からない状況のところでは迷う状況、ここについてのマニュアル策定はしない——今のところ検討をこれからしていくということなんですけども、そこではないということなんです。医師の判断、これがどのようになるか。実際に松阪市の件では、実際に「#7119」を問合せる件数、相当増えているということも聞いております。ただ、医師の判断において、やはりその不公平性があるということも実際に起きているということも、これも調べた中でこれが出てきております。ですから、医師の判断というのはあくまでも主観的な判断でございますから、例えば指を切って、明らかに誰が見ても医師じゃなくても見ても分かる状態、これであれば分かるんですけども、医師がどのように判断するかの基準、これをしっかりとやらなければ、やっぱり公平性というのは保たれないんじゃないかなということを私は懸念しております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 本田議員が言ってるのは、本田議員の説でしょうけれども。やはり救急車を呼んで、それで搬送して病院で受け入れて、そこでこの選定療養費を求めないのは、やはり即入院する必要があるとか、即手術する必要があるという緊急性がある場合だと、そういうふうには言ってます。ですので、先ほども言いましたように、これは医師の判断で救急搬送しなければいけないというところでマニュアルあったとして、ないという——そのほかではないというふうには言っていましたけど、それはケース・バイ・ケースでいろいろな傷病者の——10人なら10人の傷病状況があるわけですので、それはマニュアル化はできないと思います。医師はその場その場で対応しなくちゃいけない。ですので、県のほうはそういうふうには言ってるんだと思います。

では次に聞きますけれども、中段のところの、先ほど言った診療所とか医師とか看護師数というのは46位だ47位だというの分かりました。その後、「地域による医療機関の格差も非常に大きくなっています」と、ここはその格差はどのような格差があるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 私たちの住む県南地区というのは、実は病院数多いです。あと水戸地区も多いです。ところが県北に関しては、先ほど申し上げました無医師地区、これが全部県北に当たっております。県北というのは日立以北、大子とかそっちのほうなんですけども。それから鹿行地区、今非常に専門医が少ないということで、いろいろその医療の状況というのでも厳しい状況になっております。茨城県って縦長になってるので、県南地区とか水戸地区、この地区については病院とか医療体制というのもある程度充実してるんですけども、非常にこの格差、本当に医師がいない、そういった状況があります。これ県のホームページにも出ておりますので、ぜひお調べください。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） この意見書案、そういうところであれば、少し数字的なものを入れればよかったのかなというふうに私は思います。この意見書案は救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書であって、要請事項、この2番・3番・4番、これは直接

このお題目に関係がないというふうに私は——だったらば、これはこれで違う意見書を出したほうがスムーズでいいんじゃないかなと思うんですけど、この辺はどうですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） お答えします。選定療養費を取る目的というのが、一つは医療の状況を逼迫させるということを懸念してのことだということなんですね——茨城県はそうじゃないと言ってますけども、実際には小堤議員がおっしゃるとおり、救急の件数、非常に増加している。それから医療も、これから今後の医療体制というのも十分じゃなくなっていくということにつながっていくと思います。この選定療養費のこれを取るということは、そこを取ることもよりも、先にやらなきゃいけないことが県にはあるということを示して、その上でその要求を加えたということです。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） だったらば、それは意見書別々にしたほうがよかったのかなというふうに……

〔チャイム音〕

○12番（小堤 修君） （続）私は思います。

最後にお聞きしますが、一番最後の行のところで、「誰もが必要な医療が受けられ命と健康を守るため、下記の事項を要請いたします」とありますけれども、この誰もが必要な医療が受けられ命と健康を守るために、本当に逼迫——命が逼迫している人を助けるために救急車を適正利用するということが選定療養費というのが設けられたのかなって、私はこっちのほうだと。だから、言ってること真逆じゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） やはりこれは賛否両論あるところであって、私も一つの部分としては選定療養費の目的というのはそういうものだと思います。ただ、今この——今の茨城の——茨城県の状況を考えたときに、本当に今この茨城県が選定療養費を取ることを、徴収することを必要としているのかどうか。それがやはり今——このところで書かれ——書かせていただいた内容になります。つまり、選定療養費を取るよということに当たって、やっぱり救急を控えてしまうということが起きてしまうのではないかと。それよりも、命——それよりもしっかりと医療体制を整えること、これをまず先にやらなければいけないんじゃないかということで、これ書かせていただきました。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） それでは時間もないので、この後は皆さんの最終日の採決ということでよろしく。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 染谷和博でございます。一つだけお聞きします。緊急性がない搬送ということ判断するのが、医師だから嫌だというふうに聞こえるんですが、それで

は、医師以外の誰が判断するのでしょうか。

〔19番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） お答えします。医師だから嫌だということではなくて、医師の主観によるということである……

〔「主観による」と呼ぶ者あり〕

○2番（本田和成君） そうですよ、医師の主観によるんです。マニュアルは、幾らどんなマニュアルあっても基準があっても、最終的には医師の判断に任せる、医師の判断によるということが書かれております。つまり医師の主観的な判断によって、これが選定療養費を取るか取らないか、これは医師様々あります。医師の判断というのも様々ございます。そのときの医師の判断によって、これが取られるか取られないかということが、私は問題ではないかと、そのように思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） もう一つ質疑したいんです。誰が判断するんですか——誰が判断するんですか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） だから医師です。だから医師が——この医師が判断するということは問題であるから、選定療養費の徴収を——救急時の選定療養費の徴収は撤回すべきだと、そのように申し上げております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 非常に——聞いてると、病気の判断を医師がしちゃ駄目というふうに聞こえちゃうんですよ、先ほどから。

〔「違うでしょう」と呼ぶ者あり〕

○19番（染谷和博君） 医師以外、誰が判断できるんですか、と言ってるんです。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 問題の根源——根本なところがちょっとかみ合っていないのかなと思っております。

○19番（染谷和博君） いや、医師が判断するのが当然でしょう。

○2番（本田和成君） そもそも選定療養費というのは、救急時には徴収しないということになってるんです。厚生労働省でそのように決まっているんです。それを、救急時に軽症だった場合に選定療養費を取りましょうということが、茨城県知事が言ってることなんです。確かに厚労省については、こういった軽——最近、非常に軽症な状況で、本当に救急車が全く必要がないというようなケースにおいて救急車を呼ぶケースが増えているということは確かにございます。ところが、この選定療養費をそもそも救急では取らないというところから、茨城県はこの選定療養費を取るということで、その判断を医師に任せると言ってることが問題だと、私は申し上げております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） じゃあ本田議員は、これ、判断できる人誰もいないから、取ら

ないふうにしたほうがいいというふう聞こえるので——まあ、いいですよ、何度もやり取りになっちゃうので。私はもうこれは医師以外判断できる人はいないんじゃないかと思えます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） おっしゃるとおり……

○19番（染谷和博君） いいです。答弁頼んでないです。

○2番（本田和成君） （続）いいです。おっしゃるとおり、医師以外これは判断できません。ですから、選定療養費を取るか取らないかということは、家族では判断ができないということです。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。
金澤克仁君。

〔16番 金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君） 金澤です。私は取手の消防の件について、1点お尋ねいたします。本田議員から6,519件の出動件数とありましたが、その数の根拠はどこから調べた数だったのか、お尋ねいたします。

〔16番 金澤克仁君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 令和5年の消防年報からです。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。私もその消防年報を見て、同じ数だなと思ったんですけども、単純に6,519件を365日で割り返すと、18件を切るぐらいの数だと思うんですけども、今回この意見書を提出するに当たって、県の担当とは相当いろいろやり取りがあったということですが、これについて、取手の消防とのやり取りは何かありましたでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 取手市とは特にしておりません。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 茨城県知事に提出ということでございますが、我々取手市議会で議論することになります。やはりこの取手の消防の現状というのをよく知っておくべきだと思って質疑をさせていただきました。やっぱり1日18件という件数の出動があるというのは、現場の消防職員の方にとってはどれほどの状況か。私は消防団で今、夜、操法大会の訓練やったり、あと火災が出たときに消火活動も一緒にやりますし、消火が鎮火になった後の再燃警戒も一緒にやります。その間、2時間、3時間の間に、消防の無線が本当にひっきりなしなんです。消防署の方に聞くと、本当に食事を取る時間もないという、大変な状況でございます。ぜひ取手の議会に提出するのであれば、取手の消防の状況を把握していただきたいかった。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。私も消防に関して一般質問している——

一番初めに一般質問させていただいて、本当に消防隊員の方がすごく大変な御苦勞をされてると。本当におっしゃるとおり、食事をする時間もないということを目の当たりにしております。確かに取手市の消防の状況、把握するべきだなとも思います。ただ今回——茨城——皆さんに考えていただきたいのは、これを茨城県全県でやるというところ、これが私は問題があるんじゃないかというところを思っております。先ほどから申し上げましたとおり、茨城県の医療状況というのは、全県で見ますと非常に脆弱な状況、それから地域によっては非常に医療体制が充実してないところというのはたくさんございます。そういった中で、これを本当に全県でやるべきなのかと、それよりも先にしっかりとやらなければ——県としてやらなければいけないことがあるんじゃないかというところで、この意見書を提出させていただいております。私も個人的には非常に、消防の方がどういうふうになくなっていくのかということが一番懸念——懸念というのかな——今後、消防・救急が本当に増えているという状況を把握しておりますので、ここの部分については懸念をしております。ただ、今回のこの選定療養費という問題というのは、これ医療機関の一つ問題なんですね。そこについて、やっぱり……

○16番（金澤克仁君） その辺までは……。

○2番（本田和成君） （続）なので、そこについて、やっぱりしっかり考えていかなければいけないのかなというところで、意見書を提出させていただいております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） この撤回を求めることによって、直接大きな影響が消防受けると思いますので、ぜひその辺をよく我々も調査研究した上で最終日の決断を下したいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は24日に行います。——失礼いたしました、訂正いたします。ただいま議題となっております意見書案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。改めて、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は24日に行います。

て

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、選挙第 10 号、利根川水系県南水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。同組合議会議員辞職による欠員に伴い、選出する組合議会の議員数は 1 名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） ただいま指名推選との声がありました。したがって、選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで資料を事務局に配付させます。そのままお待ちください。

〔議会事務局長補佐 小笠原一裕君及び議会事務局係長 永井宏幸君が資料を配付〕

○議長（岩澤 信君） それでは、利根川水系県南水防事務組合議会議員に、御手元に配付したとおり、取手市上萱場 267、櫻井健二さん、74 歳を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました櫻井健二さんを、利根川水系県南水防事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました取手市上萱場 267、櫻井健二さん、74 歳が、利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選された櫻井健二さんには、後ほど文書をもって告知いたします。

日程第 9 休会の件

○議長（岩澤 信君） 日程第 9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。各委員会の付託議案審査のため、9 月 10 日から 23 日までの 14 日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、9 月 10 日から 23 日までの 14 日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 0時 08 分散会

速報版 ● 未校正